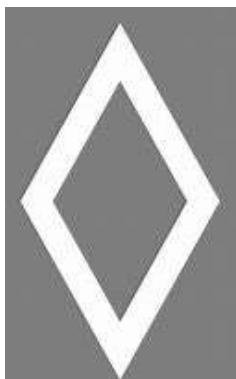


信号機のない横断歩道でのルールとは？

信号機のない横断歩道の手前には、横断歩道又は自転車横断帯ありの路面標識や道路標識が設置されています。



これは、**横断歩道あり**を知らせる標識です！

- 渡ろうとしている歩行者・自転車がいるときは、停止線で必ず一時停止を！
- 後続車がいるときは追突事故を防ぐため早めに減速し、止まる意思を！
- 歩行者が渡るのかただ立っているのか判断できない時は、速度を落とし、すぐに止まれるよう徐行をお願いします！

※道路交通法第 38 条により、

違反点数 2 点 反則金・普通車 9 千円・大型車 1 万 2 千円・二輪車 7 千円・原付 6 千円

歩行者のみなさん、

道路を横断するときは必ず横断歩道の利用をお願いします！

車には**死角**があります。

ドライバーは歩行者や自転車の皆さんに気付いてないかもしれません。

ドライバーとアイコンタクトをし、
周りをよく確認してから渡るようお願いします。

